

10 案内設備

《基本的考え方》

高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、駐車施設、停車施設、エレベーターがある場合、当該施設へ確実にたどり着けるように、誰にでも分かりやすい文字や記号等で案内することが重要になります。設計においては、子どもや外国人も含めて分かりやすいデザインにすることや、位置、照明等による見やすさへの配慮が求められます。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

案内設備

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、駐車施設、停車施設、エレベーターその他の昇降機を設ける建築物	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設を設ける建築物
①案内所	●案内所を設ける場合は、②主要な案内板と③視覚障害者対応案内設備の規定は適用しない。	令第 21 条第 3 項 案内所を設ける場合には、前 2 項の規定は適用しない。
②主要な案内板	★建築物又はその敷地には、 主要な案内板 を設けること。ただし、当該便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	令第 21 条第 1 項 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
位置、高さ、照明	★位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。	—
文字	★文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。	—
視覚障害者対応	★必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	—
③視覚障害者対応案内設備	★建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、 車椅子使用者用駐車施設 、 高齢者、障害者等優先停車施設 又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を令第 21 条第 2 項の国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。	令第 21 条第 2 項 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 平成 18 年国交省令第 113 号 ・文字等の浮き彫り…① ・音による案内…② ・点字及び前①②に類するもの
④聴覚障害者配慮設備（案内所）	☆案内所を設ける場合は、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。	—

⑤避難誘導設備	★消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。）については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとする事。	—
---------	---	---

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
主要な案内板	建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を表示した案内板その他の設備	—
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7 駐車場等」の基準に適合する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第 18 条で整備する駐車施設）
高齢者、障害者等優先停車施設	高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車施設（「7 駐車場等」の基準に適合する停車施設）	—

《解説》

- ①【案内所】高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、駐車施設、停車施設、エレベーターその他の昇降機を設ける建築物であっても、案内所を設ける場合は②主要な案内板と③視覚障害者対応案内設備は設けなくてもよい。ただし、その場合は④聴覚障害者配慮設備を設けるなど聴覚障害者の利用に配慮する。
- ②【主要な案内板】高齢者、障害者等が円滑な利用に配慮した各設備まで確実にたどり着けるように、配置を表示した案内板等を設ける。主要な案内板には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使用者駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機のほか、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したその他の設備の配置を表示する。なお、当該便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機が容易に視認できれば②主要な案内板を設けなくてもよい。
- ②【位置・高さ・照明】主要な案内板は、円滑な利用に配慮された施設を特に必要とする高齢者、障害者等から見やすい位置で、目線の低い車椅子使用者や子どもにも見やすい高さとする。また、照明による逆光や反射グレアが生じないように配慮する。
- ②【文字】文字が多いものやデザインが複雑なものは分かりにくいいため、大きめの文字や図記号を用い周辺とのコントラストに留意するなど、分かりやすくシンプルなものにする。
- ②【視覚障害者対応】視覚障害者が円滑な利用に配慮された施設を認識できるように、必要に応じて、主要な案内板には点字、音声等による案内設備を設ける。
- ③【視覚障害者対応案内設備】点字等による案内設備だけでは、情報を読み取れる視覚障害者はかなり少ないといわれているため、視覚障害者が読みやすいデザインを心がけるとともに、文字等を浮き彫りにしたり、音声による案内を行う等の工夫をする。
- ④【聴覚障害者配慮設備】文字により情報を表示する設備を設けるなど、聴覚障害者の利用にも配慮する。

⑤【避難誘導設備】視覚障害者だけでなく、聴覚障害者の避難にも配慮する。

《望ましい整備》

- ・利用者のために、施設の案内、呼び出し、注意喚起、避難誘導その他の施設の利用に係る情報を音声によって放送等する場合には、併せて文字表示による情報提供を行う。
- ・利用者のための案内所に案内等を行う者を常時配置する場合には、手話通訳ができる者を配置し、かつ、筆談等が可能な機器を設ける。

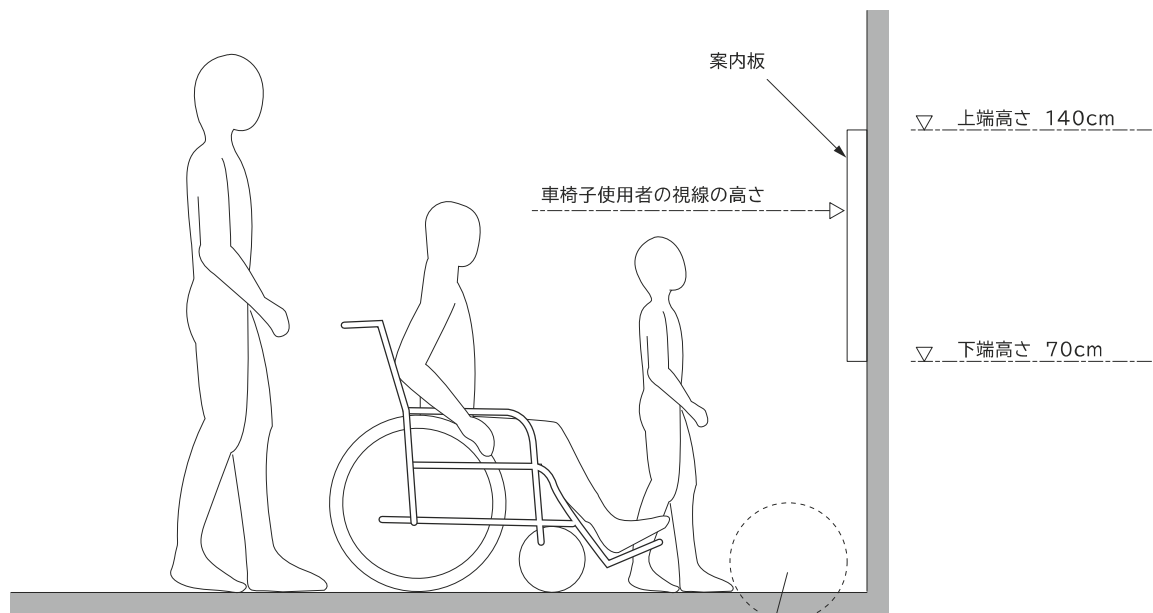
【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

《主要な案内板の例》

※一部拡大しています



《案内板の高さ》



★案内板等は、車椅子使用者でも見られるよう、表示板面の中心が120cm程度の高さに設置する

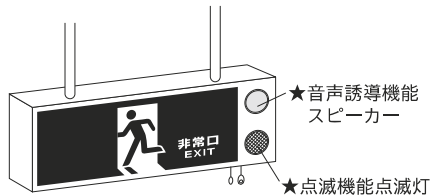
足元に障害物があると車椅子使用者や小さな子どもは、案内板等に近づいて見ることができない

《視覚障害者対応の例》

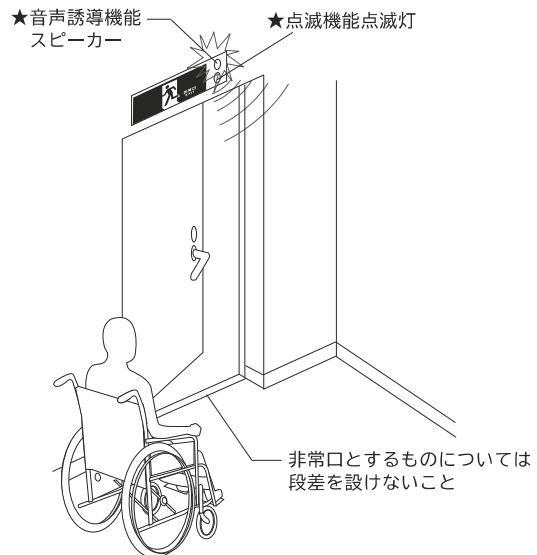
★点字、音声案内、電光掲示板等



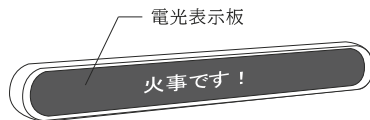
《誘導設備の例》



《非常口の例》

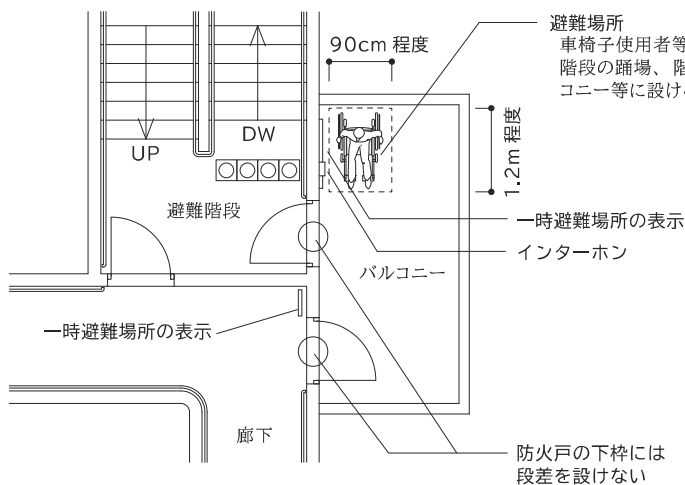


《その他の誘導設備の例》



非常口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示版を設ける

【参考】車椅子使用者の一時避難場所と表示の例



非常階段を除き、一時避難場所等への避難経路には階段又は段を設けない。

《一次待避エリアの表示例》



※一時待避エリアの要件を満たす場合に限る。
※一時待避エリアについては、「高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策」（平成 25 年 東京消防庁）を参照すること。